

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 26 年 6 月 19 日現在

機関番号：32689

研究種目：基盤研究(C)

研究期間：2011～2013

課題番号：23530420

研究課題名(和文)近世ロンドンにおける役職制度と地域社会の変容

研究課題名(英文)The office-holding system and the transformation of local communities in early modern London

研究代表者

中野 忠 (NAKANO, Tadashi)

早稲田大学・社会科学総合学院・名誉教授

研究者番号：90090208

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 3,200,000円、(間接経費) 960,000円

研究成果の概要(和文)：16世紀のロンドンはフリーメンが大多数を占め、彼らが地域の自治に役職を通じて参加する都市だった。この制度の枠組みは存続するが、それを支える原理は17世紀以降、しだいに变化した。罰金支払いによる役職忌避が広がり、役職の一部は有給の職員の雇用や請負によって置き換えられた。地域人口の高い流動性も役職制度の機能の障害となった。大火以後の移動の高まりに対して、転入者を役職制度に組み込むための努力も払われた。しかし役職を通じての奉仕よりも地方税の支払いがより重要な住民の貢献になっていった。教区ごとの救貧税により貧民を救済する救貧法の定着が、この傾向を促進した

研究成果の概要(英文)：Elizabethan London was a self-governing body consisted of many local communities whose members were mostly the freemen of the City. They participated in the government of the local communities, undertaking the multiple local offices. The main framework of this system remained unchanged but the working principle of it changed gradually from the seventeenth century on. The office evasion by paying the fine and the practice of employment of salaried officers spread. Especially the high mobility of the local inhabitants hampered the efficient functioning of the office holding system. After the Great Fire, the local communities tried successfully to take the movers-in into the system. But backed by the Poor Law, the rate payment became more and more important than the services through the office-holding for the local communities.

研究分野：社会科学

科研費の分科・細目：経済学・経済史

キーワード：ロンドン 地域社会 役職 自治 移動 救貧法 区 公共圏

1. 研究開始当初の背景

(1) ロンドン史の研究動向：16世紀以降のロンドンの成長は、ヨーロッパ都市の歴史の中でも特異な現象であるといつてよい。特に17世紀後半にはペストと大火という大災厄に見舞われたにもかかわらず、ロンドンは経済・政治・文化等あらゆる領域で圧倒的な影響力をもつ複合的な都市としての成長を持続した。地方都市研究の充実に比べてやや遅れがちであったこの時代のロンドン研究は、1980年代後半以降のイギリスで、新しい世代の研究者によって急速に進められた。その成果は多方面に及ぶが、本研究が直接関連するのは次の点である。近年の近世ロンドン史研究は都市自治体そのものではなく、それを構成する下部構造、その一つである地域単位に注目する。ロンドンを構成する区・街区・教区などの地域社会は、住民の日常生活にとって欠くことのできない基本的環境の維持に関し決定的な役割を果たしていた。

重要な点は、そうした地域社会の機能が、役職制度を通じての住民参加によって成り立っていたことである。役職の大部分は無報酬であり、役職者は年々の住民の集会での選挙を通じて選ばれた。地域の住民の苦情や生活妨害等が告発・審問されたのは、区の(市民権をもつ)フリーメンの集まりである区集会であった。役職の数はきわめて多く、教区の役職者を含め、年間100を超える役職が一つの地域社会で選ばれることもあったとされる。地域社会の統治への広範な住民参加は、16世紀には成人男子の四分の三にも達したともいわれるフリーメンの数の多さによって支えられていた。急激な膨張にもかかわらずロンドンがある程度社会的安定を維持できた要因の一つは、このような地域社会の自治の仕組みにあったとされる。本研究はこの議論を引き継いでいる。

(2) 研究結果：報告者はこれまで王政復古期からの1世紀ほどのロンドンを主なる対象として、都市化の問題に取り組んできた。本研究の背景となるこれまでの研究成果は次の3点にある。

①ロンドン都市財政；残存する16, 17世紀の都市会計簿の詳細な検討から、都市自治体そのものは都市住民の生活環境や福祉などのために配分する資金源をほとんどもたなかったことを立証した。この事実は地域社会の重要性と表裏をなす関係にある。

②地域社会の事例研究；これまでいくつかの地域社会の社会・経済構造について分析を重ねてきた。その結果、ロンドンの地域社会がきわめて多様性に富むこと、さらに非常に流動性の高い集団からなりたっていることを証明できた。

③救貧法の実態；ロンドン郊外のウェストミンスター救貧記録を中心に救貧法の実態を調査し、それを通じて、シティでも救貧制度の単位としての教区が重要性を高めたことを確認した。

さらにロンドン史に関する研究成果のほか、現代の社会科学が取り組んでいる問題群も本研究の背景となった。すなわち、コミュニティ、地方自治、社会関係資本、公共圏、市民権、デモクラシーの機能、といった諸問題である。本研究はこれらの諸問題に関する歴史的事例研究の一つとなることを意図している。

2. 研究の目的

本研究の目的は、急速な拡大と変化を遂げつつあった王政復古期から18世紀初頭にかけてのロンドンで、地域の役職制度がどのように機能していたか、それはこの時期にどのように変化したか(あるいはしなかったか)を実証的に検証し、役職制度に立脚する地域自治の歴史的意義を検討して試みることである。役職とその選出母体となる地域社会は、住民自身が共同の問題に関して対処し交渉する機会と場であるという意味で、J.ハーバーマスの定義する公共圏とは異なるが、「グラスルーツの公共圏」と呼ぶこともできる社会空間である。本研究はこの「公共圏」の持続と転換を跡付ける試みともいえる。

この時期の役職制度の実態については評価が分かれる。一方で、近年の治安・犯罪史研究は、警察制度導入以前のロンドンの無秩序という通説的イメージとは異なって、地域を基盤とする制度が有効に機能していたことを明らかにしている。しかし報告者自身の試験的事例研究は、地域社会における役職制度がしだいにその性格を変えていったことを示唆する。実際、この時期には地域社会の統合力を強める要因と弱める要因、双方の力が働いていた。これらの点をふまえ、本研究では特に地域の流動性、構成員の交替に注目しながら問題を検討した。

地域社会の構成員は自然的、社会的要因によって交替する。交替の頻度、流動性の違いによって、役職制度の機能の仕方には三つのタイプを考へてみる事ができる。第一に、新規の流入(転入)者がほとんどない地域社会。第二に、流入者はいるが役職からは排除され、定着層のみによって役職制度が維持されているケース。この二つのケースの場合、役職制度は定着層の間で慣習にしたがって負担される。輪番等のルールにより負担が分担されることもあるが、地域自治はしばしば地域に根を張る有力者によって牛耳られる。第三に流動性がきわめて高く、多数の流入層を組み込むことによって役職制度が機能しているケース。この場合には、参加型の地域社会の運営が維持されている可能性が高い。この類型を念頭において、ロンドンの地域自治の特徴を明らかにする。

3. 研究の方法

本研究は基本的に同時代の未刊行史料を用いた実証研究である。本研究が利用した教区や区に関する原史料の大部分は現在ロンド

ン首都文書館（LMA）に集められている。これらのうちから、それぞれ特徴をもつ少数の事例を選び、役職者に焦点を当てながら、地域社会と住民の関わり方とその変化を比較・検証した。分析にあたっては、可能な限り数量的データと図表で結論を示すように努めた。

(1) 地域社会と役職の分析：具体的には次のような作業を行った。

- ① 各種の課税記録等を用いて、それぞれの地域の人口・世帯構成や職業構造等を調べ、地域的な多様性を明らかにする。
- ② 各地域のこの時期の教区会議事録、区審問集会議事録を分析し、これらの集会の開催頻度、出席者、討論内容を精査する。
- ③ 年々の記録などから、おもな地域の役職者をリスト・アップし、それぞれがどの役職を何度勤めたかを調べて、役職の集中度や分散度を分析する。
- ④ 選挙で選ばれた役職者が就任を拒否する事例を調べ、その数と忌避理由を地域ごと、時期ごとに比較し、地域社会の公的領域に対する住民の関心度、あるいはその変化を跡付ける。
- ⑤ 各種の住民リストを時期ごとに比較し、地域社会の構成員の交替がどの程度頻繁に起こったかを調べ、移動の実態を解明する。またその現実に対して、役職制度はどのようなかたちで対応したかを解明する。

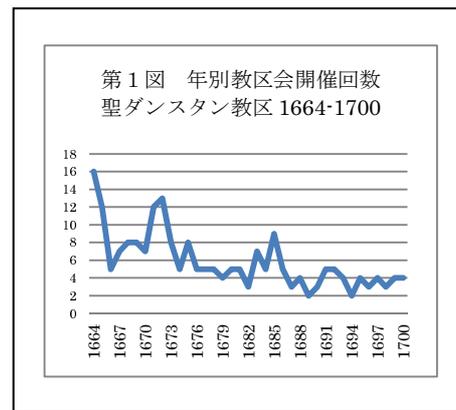
(2) 地域役職制度研究の歴史的意義：以上のような地域社会に関するマイクロ・ヒストリーをより大きな歴史的枠組みのなかで位置づけるため、近世に前後する時期や、ロンドン以外の地域に関する研究をサーヴェイするとともに、関連するテーマについての同時代人の多種多様な本やパンフレット類など刊行物を調査した。この作業にあたっては、報告者が所属する早稲田大学図書館が所有する各種のデジタルデータを利用することができた。ただし、その量は膨大であり、本研究で利用できたのはそのごく一部である。

4. 研究成果

(1) いつの時代であれ、都市社会は、住民が日常生活を安定的に継続できるためには、治安や生活環境の維持などの問題を解決していかなければならない。そのための方法には、極論すれば二つある。一つは、都市自治体自身ないしはその上位の公的機関（国家またはその代行機関）が、たいていは課税を介して、これらの公共サービスを提供する方法である。もう一つは、近隣関係の内部で私的に対応する方法である。近代以前のイギリス都市にとっては、前者の方法はありえなかった。都市自治体自身はそうしたサービスを提供できるような財政基盤をほとんどもたなかったからである。イギリス都市、特にロンドンがこれらの問題に対処した方法は、私的な近隣関係の役割を役職制度というより公的な制度を通じて都市自治体が吸い上げ、広

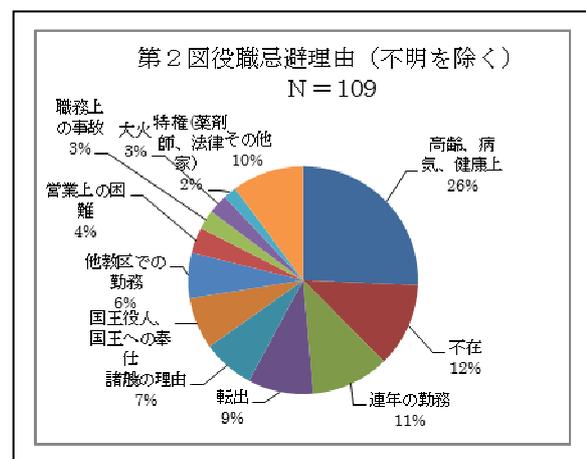
く住民に負担を共有させるというものだった。起源は中世まで遡るが、この制度が整備され確立するのは、ロンドンが急成長し、それに呼応するようにフリーメン制度が拡大した16世紀以降のことだった。

(2) 17世紀後半の地域社会のあり方については、これまでの事例研究からは相反する結論を引き出すことができる。ある地域社会では住民参加への制限が進んだ。例えば、聖ダNSTAN教区の教区会の出席者は役職経験者以上に絞られるようになったし、次の図が示すように、開催数自体が減少する傾向にあった。地域の役職の位階を下から順次上昇していく住民の例も、エリザベス朝期に比べて減少した。



しかしコーンヒル区の例からは、幅広い住民が役職制度に動員されたことがわかる。1692年の人頭税納税者266人を例にとってみると、そのうちの半分以上が1689～95年の間に区の役職を経験した。彼らの85%はせいぜい4つの役職を1回勤めただけで、少数の住民に役職が集中する傾向は見られなかった。

(3) 17世紀には役職制度の円滑な機能を妨げるような圧力が強まった。経済的チャンスの拡大につれて、役職負担に伴う機会費用が増大したことがその一つと考えられる。



役職によっては就任者に相当な時間的犠牲を強いることになり、地域住民としての公的

義務を避ける動機を強めた。それをもっとも顕著に表すのは罰金の支払いによって役職を忌避する慣習の広がりである。地域によってその程度には違いがあるが、17世紀にはこの慣行はほとんどどこでも見られるようになった。

とはいえ、それはかならずしも役職制度の衰退を意味するものではなかった。役職の免除を受けるにあたっては、区の集会や教会会でその理由を弁明し、承認されなければならなかった。第2図は1660～1700年、聖ダNSTAN教区の役職忌避者の忌避理由を分類したものである。仕事上の困難や多忙さが役職辞退の理由とされる例は、そうした状況は常時存在したと思われるにもかかわらず、ごく少数しか見いだせない。役職を引き受けるのは住民の義務であるとの地域のモラルは、なお住民の間で共有されていたといつてよい。

(4) 役職制度の後退を促したもう一つの要因には、住民の高い移動性がある。課税台帳などの住民リストを用いた研究は、地域単位で見たロンドン住民の移動はきわめて激しく、5年以内に住民の半分がリストから消滅するほどだったことを立証している。報告者による調査もこれを確認する。さらに1666年の大火以後、住民の移動は一層高まったことを示す証拠もある。流動性の高さは18世紀にも変わらなかった。地域社会にはたえず新たな転入者もあったが、ある教区では、その57%は4年以内に別の場所に転出していった。データの不完全さや地域的偏差を考慮しなければならないが、17世紀後半以降のロンドンはそれまで以上に地理的流動性の高い地域社会になったと推定される。構成員が絶えず交替するこうした状況は、住民の地域社会への帰属感、義務感を弱めるとともに、役職制度を担う人材の不足という事態を招いた。役職は少数の定住者に集中するか、さもなければ制度自体が機能不全に陥る恐れがあったといえる。

(5) 他方でこの時代には、逆に地域社会の凝集力を強める要因もあった。なによりも教区ごとの救貧税徴収に依拠した救貧法制度が定着したことである。さらにまた都市化の進展とともに、住宅環境、公衆衛生、交通、治安維持、防火など、地域社会が直面する課題は深刻化する傾向があった。17世紀末から18世紀には、こうした生活条件維持のために舗装・清掃税、街灯税が徴収されるようになる。これらはやがて救貧税に統合され、レイトと呼ばれる地方税になっていくとともに、救貧法による福祉を担当する地域単位(教区)と、治安・公衆衛生管理などを管理する地域単位(区、街区)は、事実上の一体化していった。この税を徴収し配分・管理することが地域社会の処理すべき課題となる。この側面からすれば、地域社会の役割は、弱まるよりもむしろ強まることになった。

(6) 流動的な人の動きという現実に対応して、役職制度を再編する新しい動きが地域社

会で現れ始めていた。これもとりわけ大火後、ロンドンでは新しいタイプの住民リストが作成されるようになった。その目的は様々であったが、こうしたリストが作成されるようになったこと自体、ロンドンとそれを取り巻く政治的・経済的状況の変化を反映している。そのなかで特に注目すべきは、転入者・転出者と役職就任に関するリストである。次に18世紀に関する聖オールバン教区の記録の最初の部分の抜粋・要約を例示しておく。これらは本研究の計画の段階では知られていなかった史料であり、本研究を通じての発見の一つである。

名前	転入年	治安役		街灯・舗装税		審問役	
				徴収役			
A. J.	1746	勤務	1755	勤務	1753	勤務	1758
A. J.	1752	勤務	1766	勤務	1764	勤務	1772
A. R.	1758	勤務	1769	勤務	1767	-	-
貧民監督役		教区委員		教区からの			
				退出			
勤務	1752	勤務	1765	死亡			
勤務	1756	勤務	1769	死亡			
罰金	1762	罰金	1762	1772			

転入者の転入・転出年度と役職経験の時期を記録したこのリストは、貧民監督役のような新しい役職の追加、役職忌避の広がり、役職担当者確保の必要性の高まり等の事態に対応して、役職制度をより円滑に運用するために作成された記録だった。これらの史料の分析からは、18世紀でも多くの役職を実際に引き受ける住人が少なからずいたこと、役職制度がこの地域の一握りの定着層だけによってではなく、新規の転入者をも組み込んだ幅広い住民層によって維持されていたことが明らかになる。

(7) エリザベス朝期までのロンドンには、フリーメンである住民が役職を分担することによって地域社会の自治を支える参加型のコミュニティから成り立っていた。こうした制度のかたちは18世紀に至っても大幅な変更を加えられることなく存続した。しかし王政復古期の時代を転機にして、地域社会とその住民との関係はしだいに変化していった。フリーメンの数は相対的に減少した。地域社会における救貧税の重要性が高まった。地域ごとに違いはあるが、代理人の雇用、清掃などの業務の一部の請負人への委託など、役職負担も金銭支払いによって代替されることが多くなった。一種のコミュニケーションの過程が進行する。それにともない、地域社会の構成員の資格基準も、フリーメンから地方税の担税者、レイト・ペイヤーへと徐々に変わっていった。それはフリーメンと近隣関係を基盤とする参加型の自治から、税の支払いによって公的義務を果たす、より機能的でインパーソナルな地域社会への漸進的な移行だ

ったと要約できる。

(8) 近年の地方史研究には、役職分担を通じての住民参加による地域社会の運営が近世イングランドにも広く見られたこと、さらにそれが国家形成の一端を担った側面に注目するものもある。その点からすれば、ロンドンの事例は特殊であっても例外とみなすべきではない。だが近世ロンドンには並はずれた影響力をもった巨大都市だった。ロンドンの「グラスルーツの公共圏」とその変容がどのような波及効果をもたらしたかについては、現在準備を進めている著書で論ずる予定である。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文] (計 2 件)

① 中野 忠、近世ロンドンの転入住民名簿：役職と移動に関する一資料、早稲田社会科学総合、査読なし、2013、63-78

② 中野 忠、近世ロンドンの地域社会と役職制度：聖ダNSTAN教区の事例、早稲田社会科学総合研究、査読なし、2011、73-102

[学会発表] (計 1 件)

① 中野 忠、近世ロンドンのマイクロ・ヒストリー —住民の移動を中心に—、イギリス史研究会、青山学院大学 11 号館 2012.6.30

[図書] (計 2 件)

① 中野 忠 他、刀水書房、一八世紀イギリスの都市空間を探る：「都市ルネサンス」論再考、2012、271 ページ

② 中野 忠 (分担執筆)、公共圏：近世イギリスの事例から、有斐閣、社会経済史学の課題と展望、2012、224-237

[その他]

ホームページ等

6. 研究組織

(1) 研究代表者

中野 忠 (NAKANO, Tadashi)

早稲田大学・社会科学部・名誉教授

研究者番号：90090208

(2) 研究分担者

()

研究者番号：

(3) 連携研究者

()

研究者番号：